

政令第 号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第四号まで及び第六号から第十四号まで」を「第五号まで及び第七号から第二十一号まで」に改め、同項中第十五号を第二十二号とし、第十四号を第二十一号とし、第十三号を第二十号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同号の次に次の六号を加える。

十三 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

十四 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び

評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

十五 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

十六 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

十七 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

十八 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第一条の二第一項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第三十三条第二項第三号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第一条の二第二項中「第三号まで、第六号」を「第四号まで、第七号」に、「及び第十一号から第十三

号まで」を「、第十二号、第十三号（法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十八号から第二十号まで」に改める。

第一条の三第一項第二号中「の規定による認定」を「、第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定」に改め、同条第二項第四号中「により」を「により、」に、「の規定による認定」を「、第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）を  
すること。

第一条の七第一項の表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項及び第三項の項及び同条第二項の表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項及び第三項の項中「第七十六条」を

「第七十六条第一項」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

項	一	二		
読み替える規定	第二条第二項第二号、第七号及び第九号	第十三条第四項		
読み替えられる字句	道路管理者	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理	修繕又は災害復旧	都道府県の 関係都道府県
読み替える字句	道路管理者又は指定市以外の市町村	第十七条第四項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	修繕	指定市以外の市町村の 当該指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七条第二項の規定により

	三		
<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十四条第一項、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第二項、第三十二条、第三十三条</p>			<p>第十八条第一項</p>
<p>道路管理者</p>	<p>決定して</p>	<p>道路管理者」という</p>	<p>第十六条又は</p>
<p>道路管理者等</p>	<p>決定し、道路管理者は</p>	<p>する は指定市以外の市町村（以下「道路管理者等」と総称</p>	<p>第十六条若しくは 道路管理者」という。）又 管理を行う市をいう。）</p>

---

第一項、第二項第三号及び第三項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一

---

---

四

---

項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の四十六第一項及び第三項、第四十八条の四十七、第四十八条の四十八第一項か

---

---

ら第三項まで、第四十八条の四十九から第四十八条の五十一まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第二項及び第三

---

---



	五		
第三十三條第四項、第三十九條	第二十四條の二第一項		項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項
道路管理者は、	駐車料金	道路の	
道路管理者は、道路管理者	させる者から、駐車料金	の	道路管理者にあつては道路
	指定市以外の市町村にあつては道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から、駐車料金		

九	八			七	六		
第四十八条の十四第一項	第四十七条の五第一項			第三十九条第二項、第三十九条の二第五項	の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十五条の二第二項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二十三第六項、第四十八条の二十六第二項、第四十八条の三十八第一項及び第三項		
道路管理者は、	、道路管理者	場合においては	第一項 道路管理者は、第四十六条	道路管理者			
道路管理者等は、道路管理	、道路管理者等	道路管理者等は	第四十六条第一項	管理者等	等が		

十四	十三	十二	十一	十	
第五十条第六項及び第七項、第	第五十条第一項	第四十九条	第四十八条の四十五	第四十八条の二十三第五項	
他の都道府県	当該都道府県	当該道路の道路管理者	道路の管理に関する	特定道路管理者	道路管理者は
都道府県	当該指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	歩道の新設等に要する	以外の市町村	市町村長を
	当該指定市以外の市町村	指定市以外の市町村	第十七条第四項に規定する	特定道路管理者又は指定市	市町村長又は当該歩行者利
				以外の市町村の長を	便増進道路の存する指定市
					道路管理者等は
					者が

		十八	十七	十六	十五			
	第六十四条第一項	第六十一条第二項	第五十三条第二項	第五十条第七項	第五十条第六項	五十三条第二項		
は、道路管理者の収入とし	停留料金並びに	道路管理者	都道府県に	都道府県が	関係都道府県	国道の所在する都道府県	県	当該国道の所在する都道府
並びに第三十九条の規定に	停留料金、	管理者等	指定市以外の市町村に	指定市以外の市町村が	び関係都道府県	指定市以外の市町村で国道の所在するもの	指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの	

	二十	十九
第七十四条	第七十三条第一項	
道路管理者は、当該国道を	道路管理者	、第三十九条の規定に基づく 占用料は、政令で定める 区分に従い、道路管理者又 は第十三条第二項の規定に より指定区間内の国道の維 持、修繕及び災害復旧以外 の管理を行う都道府県若し くは指定市
新設又は改築をしようとする	管理者等 負担金等を徴収すべき道路	基づく占用料で、第十七条 第五項の規定に基づき公示 される国道又は都道府県道 の新設、改築、維持又は修 繕の開始の日から国道又は 都道府県道の新設、改築、 維持又は修繕の完了の日ま でに指定市以外の市町村が 徴収すべきものは、当該指 定市以外の市町村

二十一	第七十五条第一項	新設し、又は改築しようとする場合において	指定市以外の市町村
二十二	第七十五条第一項 第七十五条第一項第二号、第二項第二号、第四項及び第五項、第七十六条第一項、第八十五条第三項	当該指定区間外の国道の道路管理者	指定市以外の市町村
二十三	第七十五条第二項	道路管理者	指定市以外の市町村
二十四	第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市道に関し、都道府県知事は指定市の市道以外の市町村道に関し、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ	、都道府県道に関し、次の各号に掲げる場合においては、指定市以外の市町村

	二 十 七		二 十 六		二 十 五	
第九十六条第二項	第七十六条第一項		第七十五条第五項		第七十五条第二項第二号	
又は市町村である道路管理	事 場 合 に あ つ て は 都 道 府 県 知 事	要 求 若 し く は 勸 告	知 事	国 土 交 通 大 臣 又 は 都 道 府 県	要 求 （ 都 道 府 県 知 事 が す る と き は 、 勸 告 ）	れ 当 該 道 路 の 道 路 管 理 者
若しくは市町村である道路	交 通 大 臣	要 求		国 土 交 通 大 臣	要 求	
		第 一 号 、 第 二 号 及 び 第 五 号 に 掲 げ る 事 項 （ 同 号 に 掲 げ る 事 項 に あ つ て は 、 第 三 十 九 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 定 め た 条 例 に 限 る 。 ） を 国 土 交 通 大 臣				

二十八		
者	又は当該市町村の長	都道府県である道路管理者
町村 管理者又は指定市以外の市	若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	都道府県である道路管理者 又は指定市以外の市町村

第一条の七第四項の表を次のように改める。

項	一	
読み替える規定	第二条第二項第二号、第五号及び第七号から第九号まで	第十八条第一項
読み替えられる字句	道路管理者	第十六条又は 道路管理者」という
読み替える字句	道路管理者又は国土交通大臣	第十六条若しくは 道路管理者」という。）又



二	
	<p>第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項第三号、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条</p>
<p>決定して</p>	<p>道路管理者</p>
<p>は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する</p>	<p>決定し、道路管理者は</p> <p>道路管理者等</p>

の七第二項及び第四項、第三十  
九条の九、第四十条第二項、第  
四十一条、第四十三条の二、第  
四十四条の二第一項から第五項  
まで及び第八項、第四十五条第  
一項、第四十六条第一項及び第  
二項、第四十七条第三項、第四  
十七条の二第一項及び第五項、  
第四十七条の四、第四十七条の  
五第二項、第四十七条の七第一  
項、第四十七条の八第一項、第  
四十八条の二十三第一項、第四  
十八条の二十四第一項、第四十

---

---

八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の五十、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条

---

<p>四</p>	
<p>第三十三條第三項及び第四項、 第三十九條の二第七項、第三十 九條の五第二項、第四十五條の 二第二項、第四十七條の八第二 項、第四十八條の二十三第六項 、第四十八條の二十六第二項、 第四十八條の三十八第一項及び</p>	<p>第一項から第五項まで、第七十 二條第一項及び第三項、第七十 二條の二第一項及び第二項、第 九十二條第四項、第九十三條、 第九十五條の二、第九十六條第 五項前段</p>
	<p>道路管理者は、</p>
<p>等が</p>	<p>道路管理者は、道路管理者</p>

	八	七	六	五	
第四十七條の五第一項	項 第四十七條の二第二項及び第三	第四十七條の二第二項	第三十九條の二第六項	第三十九條の二第一項、第四十 八條の二十三第五項	第三項
道路管理者は、第四十六條	の道路管理者	道路管理者を異にする二以 上の道路に係るものである とき（国土交通省令で定め る場合を除く。）は、同項	道路管理者（	道路管理者は	
第四十六條第一項	大臣 の道路管理者又は国土交通	前項 路及び当該道路以外の道路 に係るものであるときは、	道路管理者等（	道路管理者等は	

九		第一項 場合においては 、道路管理者	道路管理者等は
十	第四十八条の十四第一項	道路管理者は、	道路管理者等は、道路管理 者が
十一	第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定道路管理者又は国土交 通大臣
十二	第五十四条の二第一項	共用管理施設関係道路管理 者	共用管理施設関係道路管理 者又は国土交通大臣及び他 の道路の道路管理者

第一条の七第五項及び第六項を次のように改める。

5 法第十七条第七項の場合における同条第八項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、前項（同項の表三の項（第七十条第一項、第三項及び第四項に係る部分に限る。）及び七の

項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

項	一	二	三	四	五
読み替える規定	第十九条の二第二項	第二十条第一項及び第二項	第二十条第五項	第二十条第六項	第四十七条の二第二項
読み替えられる字句	共用管理施設関係道路管理者」という。）	道路管理者	道路管理者	道路管理者と	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定め
読み替える字句	共用管理施設関係道路管理者」という。）又は国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣	道路管理者等	道路管理者等と	第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行

		<p>る場合を除く。)は、同項</p>
<p>は、前項</p>	<p>う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるとき</p>	

6

法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七条の七第一項、第四十七条の八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八条の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。



項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第二十一条	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
二	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

第一条の七に次の一項を加える。

7 法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

						項
第四十三條の二、第四十七條第三項、第四十七條の二第一項及						読み替える規定
第十三條第四項						読み替えられる字句
道路管理者	関係都道府県	都道府県の	修繕又は災害復旧	その他の管理	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧	読み替えられる字句
道路管理者等	管理を行う市をいう。）	指定市以外の市町村及び関係する都道府県、指定市又は指定市以外の市（第十七條第二項の規定により	修繕	市町村が国道の修繕	第四十八條の二十二第一項の規定により指定市以外の	読み替える字句

五	四	三	二
第四十九条	項 第四十七条の二第二項及び第三	第四十七条の二第二項	び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第七十二条の二第二項
道路の管理に関する	の道路管理者	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	
第四十八条の二十二第一項に規定する歩行者利便増進	外の市町村 の道路管理者又は指定市以	あるときは、前項 路以外の道路に係るもので 築等を行う道路及び当該道	第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進改

八	七	六	
	第六十四条第一項	第五十条第一項	第五十条第一項及び第六項、第五十三条第二項
<p>は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占有料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外</p>	<p>停留料金並びに</p>	<p>新設又は改築を</p>	<p>当該道路の道路管理者 国道の新設又は改築</p>
<p>該歩行者利便増進改築等の</p>	<p>停留料金、</p>	<p>改築を</p>	<p>指定市以外の市町村 歩行者利便増進道路である 国道の改築</p>
<p>改築等に要する</p>			

		<p>の管理を行う都道府県若しくは指定市</p>	<p>完了の日までに指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村</p>
九	第七十四条	<p>道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において</p>	<p>改築をしようとする指定市以外の市町村</p>

第四条第一項中第三十九号を第四十七号とし、第三十八号を第四十六号とし、第三十七号を第四十五号とし、同項第三十六号ただし書中「又は第四十八条の二第一項若しくは第二項」を「、第四十八条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の二十第一項若しくは第三項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項中第三十五号を第四十三号とし、第二十六号から第三十四号までを八号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第二十四号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同号を同項第三十一号とし、

同号の次に次の一号を加える。

三十二 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすることを。

第四条第一項第二十三号を同項第二十四号とし、同号の次に次の六号を加える。

二十五 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

二十六 法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

二十七 法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

二十八 法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

二十九 法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

三十 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可をし、及び法第八十七条第一項の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

第四条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第三十三条第二項第三号（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第四条第二項ただし書中「前項第三十号及び第三十一号」を「前項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第十号まで、第十一号」を「第十一号まで、第十二号」に、「第十二号から第十六号まで、第十八号、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」を「第十三号から第十七号まで、第十九号、第二十四号から第二十九号まで、第三十

一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号」に改め、同項第五号中「第十六号」を「第十七号」に改め、同項第七号中「第三十二条第五項」の下に「、第三十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を、「含む。」の下に「並びに第四十八条の二十五第三項」を加え、同項中第二十八号を第二十九号とし、第十九号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「及び自動車駐車場」を「、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び自動車駐車場又は特定車両停留施設」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項第十四号ただし書中「並びに法」を「、法」に改め、「含む。」の下に「の規定並びに法第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第四十八条の二十九」を加え、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に、「施行」を「実施」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第四十八条の二十五第一項」を「第四十八条の四十八第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に



改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 法第四十八条の四十五の規定により自転車駐車場に係る自転車駐車場等運営権者と協議をすること。

第四条の二第二項ただし書中「前条第一項第三十号及び第三十一号」を「前条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の三第一項中「第三十九号」を「第四十七号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

第四条の四第一項第一号中「第三十号まで、第三十二号から第三十五号まで及び第三十七号から第三十九号まで」を「第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」に改め、同項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第三号中「並びに」を「、法第四十八条の二第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路の維持の実施に係るものに限る。）があつたものと

みなされるものに限る。)をすること。

第四条の四第二項ただし書中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十八号」に改める。

第五条第四号中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改める。

第五条の二第一項第一号を次のように改める。

一 第四条第一項第六号、第八号から第十一号まで、第十六号から第二十三号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

第五条の二第一項第二号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第二項ただし書中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十八号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五条の三 法第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十二号（法第三十九条の二第一項（法第九十一

条第二項において準用する場合を含む。）の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）  
第十三号から第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号までに掲げる権限

二 第四条の二第一項第二号から第四号まで、第六号、第七号、第十号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号までに掲げる権限

三 法第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金、法第三十九条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八条から第六十二条までの規定に基づく負担金（第五号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

四 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場に係る自動車駐車場等運営権者と協議をすること。

五 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

六 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しよう

とするとき、法第四十八条の二十第一項又は第三項の規定による歩行者利便増進道路の指定をしようとするとき及び横断歩道橋又は特定車両停留施設を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び法第九十五条の二第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、第四条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる権限は、当該歩行者利便増進改築等の完了の日後においても行うことができる。

第六条第一項各号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同条第二項中「第二十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に、「第四十八条の二十三第一項」を「第四十八条の四十六第一項」に、「第四十八条の二十五第三項」を「第四十八条の四十八第三項」に改め、同条第三項中「若しくは第三項又は第四十八条の十九第二項」を「又は第三項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「第四条

第一項第一号」の下に「又は第七号」を加え、同項第五号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同項第七号中「若しくは法」を「法」に、「の規定による認定」を「第四十八条の二十六第一項若しくは第四十八条の二十七第一項の規定による認定若しくは法第四十八条の二十九の規定による承認」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

六 法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定めること。

七 法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第六条第四項第一号中「及び第十六号」を「第八号及び第十七号」に、「第十号（法第四十八条の二十三第一項）」を「第十一号（法第四十八条の四十六第一項）」に、「第十一号（法第四十八条の二十五第三項）」を「第十二号（法第四十八条の四十八第三項）」に、「第十九号、第二十一号から第二十四号まで及び第二十八号」を「第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」に、「第七号まで」を「第

九号まで」に改め、同条中第六項を第八項とし、第五項の次に次の二項を加える。

6 国土交通大臣は、法第四十八条の十九第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第三項第二号、第三号及び第七号に掲げる権限

二 法第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

三 法第七十一条第一項又は第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は当該許可に係る物件の改築、移転若しくは除却を命ずること。

7 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて第四条第一項第一号、第七号、第八号、第十七号、第二十号及び第二十一号、第四条の二第一項第三号、第六号、第十一号（法第四十八条の四十六第一項の規定による指定に係る部分に限る。）、第十二号（法第四十八条の四十八第三項の規定による指定の取消しに係る部分に限る。）、第二十号、第二十二号から第二

十五号まで及び第二十九号並びにこの条第三項第二号から第九号まで及び第四項第二号から第四号までに掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

第十条中「石油管」の下に「、自動運行補助施設」を加え、同条第一号中「及び第十一条の八第一項」を「、第十一条の八第一項及び第十一条の九第一項」に改め、同号イ(4)中「第十一条の六第一項第二号及び第十一条の九第一項第二号」を「第十一条の七第一項第二号及び第十一条の十第一項第二号」に、「第十一条の六第一項第一号、第十一条の九第一項第一号及び」を「第十一条の六第一項第三号及び第五号、第十一条の七第一項第一号、」に改め、「第十一条の十第一項第一号」の下に「並びに第十一条の十一第一項第一号」を、「部分」の下に「(第十六条の二第一号から第三号まで及び第六号に掲げる工作物、物件又は施設に該当する一般工作物等を利用増進誘導区域内に設ける場合にあつては、歩道上の部分)」を加える。

第十一条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、電柱にあつては前条(第二号から第五号までに係る部分に限る。)の規定を、公衆電話所にあつては同条(第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部

分に限る。)の規定を、それぞれ準用する。

第十一条の二第二項第二号中「第十一条の七第一項第二号」を「第十一条の八第一項第二号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条(第二号から第五号までに係る部分に限る。 )及び前条第一項(第一号に係る部分に限る。 )の規定を準用する。

第十一条の三第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条(第一号ロ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。 )、第十一条第一項(第一号に係る部分に限る。 )及び前条第一項(第三号に係る部分に限る。 )の規定を準用する。

第十一条の四第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条(第一号ロ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。 )、第十一条第一項(第一号に係る部分に限る。 )、第十一条の二第一項(第三号に係る部分に限る。 )及び前条第一項(第一号及び第二号イに係る部分に限る。 )の規定を準用する。



第十一条の五第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第二号から第五号までに係る部分に限る。）及び第十一条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第十一条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の十第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の十を第十一条の十一とする。

第十一条の九第二項前段を次のように改める。

前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号及び第五号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の九を第十一条の十とする。

第十一条の八第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の八を第十一条の九とする。

第十一条の七第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ハ及び第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の七を第十一条の八とする。

第十一条の六第一項第一号中「車道」の下に「（第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、車道及び自転車道）」を加え、同項第二号中「歩道上」の下に「（第十六条の二第四号に掲げる施設に該当する施設を利便増進誘導区域内に設ける場合にあつては、自転車歩行者道又は歩道上）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ並びに第二号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十一条の六を第十一条の七とする。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

（自動運行補助施設の占用の場所に関する基準）

第十一条の六 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての自動運行補助施設に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、自動運行補助施設を地上に設ける場合においては、自動運行補助施設の道路の区域内の地面に接する部分が、次の各号のいずれかに該当する位置にあることとする。

一 法<sup>の</sup>面

二 側溝上の部分

三 路端に近接する部分（路肩の部分及び車道上の部分を除く。）

四 歩道内の車道に近接する部分

五 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合にあつては、路肩の部分若しくは車道上の部分又は分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分

2 前項に定めるもののほか、同項の基準については、第十条（第一号ロ及びハ、第二号イ及びハ並びに

第三号から第五号までに係る部分に限る。）の規定を準用する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進施設等）

第十六条の二 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
  - 二 ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの
  - 三 標識、旗ざお、幕又はアーチで歩行者の利便の増進に資するもの
  - 四 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で歩行者の利便の増進に資するもの
  - 五 第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
  - 六 次に掲げるもので、集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられ、かつ、歩行者の利便の増進に資するもの
- イ 広告塔その他これに類する工作物

ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設

ハ 看板、旗ざお、幕及びアーチ

第十七条中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項、第十九条の二第一項及び第十九条の三の二中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の四十五若しくは第四十八条の五十」に改める。

第十九条の十一第一項中「第二十七条第二項」の下に「又は第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四条第一項第十八号」を「第四条第一項第十九号」に改める。

第二十六条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第二十条及び第二十二条の規定は、法第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進道路である国道の改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十条中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と、「当該国道の所在する都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村で当該国道の所在するもの」と、第二十二條中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

第二十六条に次の一項を加える。

6 前条の規定は、法第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村の行う歩行者利便増進道路である国道の改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と、「新設又は改築」とあるのは「改築」と読み替えるものとする。

第二十八条第二項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改め、「修繕」の下に「若しくは歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕」を加え、「に係る」を「若しくは歩行者利便増進改築等に係る」に、「の調査」を「若しくは歩行者利便増進道路の調査」に改める。

第三十条中「により」を「による」に、「を行う」を「若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進道路の改築若しくは修繕に関する工事を行う」に改める。

第三十条の五中「第二十七条第二項」の下に「又は法第四十八条の二十二第三項」を加え、「第四条第一項第二十八号」を「第四条第一項第三十六号」に改める。

第三十四条第一項中「同条第三項」の下に「（法第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む

む。」を加え、「並びに法」を「法」に、「第五十八条」を「及び第五十八条」に、「まで及び」を「まで並びに」に改め、「負担金」の下に「並びに法第四十八条の三十五第一項の規定に基づく停留料金」を加える。

第三十四条の三中「第二条第二項第八号」を「第二条第二項第十号」に改め、同条第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

第三十五条の六中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同条を第三十五条の十とする。

第三十五条の五の次に次の四条を加える。

(歩行者利便増進改築等)

第三十五条の六 法第四十八条の二十二第一項の政令で定める歩行者利便増進道路の改築、維持若しくは修繕又は歩行者利便増進道路に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の改築、維持又は修

繕（いずれも歩行者の滞留の用に供する部分に係るものに限る。）

二 道路の附属物である柵、駒止め、並木、街灯、自動車駐車場若しくは自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

三 第一号に掲げる改築、維持又は修繕と併せて行う車道又は路肩の幅員の縮小その他の改築及び当該改築に係る車道又は路肩の維持又は修繕

（道路管理者の許可を要しない車両）

第三十五条の七 法第四十八条の三十二第一項ただし書の政令で定める車両は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該特定車両停留施設に停留することがやむを得ないと認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

（特定車両の停留の許可基準）

第三十五条の八 法第四十八条の三十三第二号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該申請に係る車両の幅、重量、高さ又は長さその他の当該車両に係る事項が、当該特定車両停留施設の構造の保全に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。



二 当該申請に係る車両を停留させる日及び時間帯、当該車両の特定車両停留施設の周辺における通行経路その他の当該車両の停留の方法に関する事項が、当該日及び時間帯において当該特定車両停留施設に停留する他の車両の種類及び数、当該特定車両停留施設の周辺における道路の構造及び交通の状況その他の事情に照らして、当該特定車両停留施設の適正かつ合理的な利用に支障を及ぼすことがないことと認められるものであること。

三 当該申請に係る車両を停留させることが、特定車両停留施設の周辺における安全かつ円滑な道路の交通を確保するため必要であると認められるものであること。

(停留料金を徴収することができない車両)

第三十五条の九 法第四十八条の三十五第一項ただし書の政令で定める車両は、第三十五条の七に規定する車両とする。

第三十九条第一項中「第一条の二第一項第五号及び第十五号」を「第一条の二第一項第六号及び第二十二号」に改め、同条第二項中「第十六号」を「第十七号並びに第五条の三第一項第三号及び第五号」に改める。

第四十条第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

別表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第	二条	第二	項第	五号	に規	定す	る自	動運	行装
		地	下	に	設	け	る	も	の
									長さ
									一
					九				
					四				
					三				
					二				
					二				

第一項  
第十二条  
法第三

補 行 運 動 自

道路の構	線類	他の	その	導線	する	設置	して	象と	の対	検知	よる	置に
	の も の 他 の そ											
										き	ル	メ
										一	に	ー
										年	つ	ト
						三						
						一						
						三						
						九						
						八						
						七						

第三号  
に掲げ  
る施設

助 施 設

その	柱類 その他の る標示柱 を表示す 通の状況 造又は交
も る け 設 に 空 上	
積一平 占用面	年 つき一 一本に
一、 五〇〇	二、 四〇〇
六五〇	一、 〇〇〇
四六〇	七三〇
三八〇	六一〇
三四〇	五四〇

その他のもの											
	他のもの			の							
	の	も	る								
の	も	る	け	設	に	下	地	方	メ	ー	
					年	つ	き	一	ト	ル	に
三、一〇〇				九二〇							
一、三〇〇				三九〇							
九一〇				二七〇							
七六〇				一三〇							
六八〇				一〇〇							

別表法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設の項中「第三十二条第一項第三号及び第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改める。

(道路構造令の一部改正)

第二条 道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「第四十条」を「第四十一条」に改める。

第三十一条中「さく」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第四十一条第一項中「前条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第二項中「並びに前条第一項」を「、第四十条第一項」に、「の規定」を「並びに前条の規定」に改め、同条を第四十二条とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十一条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設

けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第八条第一項第二十七号又は第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号又は第十七条第一項第二十四号」に改める。

第十五条第一項の表第二条第二項第六号の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項から第七項まで、第四十六条、第四

十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第三項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十七、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条第一項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の五十」に改め、同表第三十九条の二第七項の項を次のように改める。

<p>第三十九条の二第七項、第三十九条の五第二項、第四十七条の八第二項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者は、機構が</p>	<p>道路管理者は、地方道路公社が</p>
<p>二項</p>			

第十五条第一項の表第三十九条の五第二項の項を削り、同表第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の十一第二項の項の次に次のように加える。



第四十五条の二第二項

道路管理者は、

機構は、会社が

地方道路公社は、

第十五条第一項の表第四十七条の二第二項の項及び第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号」に改め、同表第四十七条の八第二項の項を削り、同表第七十一条第四項の項中「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改め、同条第二項の表第二条第二項第六号及び第七号の項中「第二条第二項第六号及び第七号」を「第二条第二項第五号及び第七号から第九号まで」に改め、同表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項ま

で、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第六十九条第一項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項及び第二項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第二号、第五号及び第六号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第三十三条第一項」の下に「、第二項第三号、第三項及び第四項」を、「第四十五条第一項」の下に

「、第四十五条の二第二項」を加え、「第四十八条の二十一第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十七まで」を「第二項及び第五項、第四十八条の二十三第一項、第五項及び第六項、第四十八条の二十四第一項及び第三項、第四十八条の二十五、第四十八条の二十六、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十五第一項、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項から第三項まで、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の五十まで」に改め、同表第二十四条の二第一項の項中「。第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十八条の七第一項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同表第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十四条第一項、第四十八条の七第二項、第六十一条第二項、第七十三条第二項の項中「第四十八条の七第二項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同表第四十八条の十七第二項の項の次に次のように加える。

第四十八条の四十二第一項

道路管理者（以下「特定道路

有料道路管理者（以下「特

<p>第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五</p>	<p>管理者</p> <p>特定道路管理者</p>	<p>定有料道路管理者</p> <p>特定有料道路管理者</p>
---	---------------------------	----------------------------------

第十五条第二項の表第七十一条第四項の項中「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号若しくは第三十号」に改める。

第十六条中「機構が」との下に「、同法第四十五条の二第二項中「道路管理者は、」とあるのは「機構は、会社が」とを加え、「第二十六号、第二十九号若しくは第三十一号」を「第二十七号、第三十号若しくは第三十二号」に、「第二十二号、第二十五号若しくは第二十七号」を「第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号」に改め、同条の表第二条第二項第六号の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第三十九

条の九、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項及び第六項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十七、第六十六条第一項、第六十八条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十六条第五項の項中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の三十二、第四十八条の三十三、第四十八条の五十」に改め、同表第四十七条の二第三項の項中「第八条第一項第二十七号若しくは第十七条第一項第二十三号」を「第八条第一項第二十八号若しくは第十七条第一項第二十四号」に改める。

第十八条第一項の表第三十四条の三第二号の項、同条第二項の表第三十四条の三第二号の項及び同条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第七条第七項」を「第八条第七項」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準）

第五条 法第五条第一項に規定する国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであることとする。

2 法第五条第一項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 貸付金の償還期間が二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内であり、かつ、その償還が均等半年賦償還の方法によるものであること。

二 貸付けを受ける自動運行補助施設設置者（法第五条第一項に規定する自動運行補助施設を設置しよ

うとする者をいう。以下この号において同じ。）は、国又は都道府県若しくは市町村が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認めて、当該自動運行補助施設設置者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該自動運行補助施設設置者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないこと。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第五条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第一項、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、第四十四条の二第一項から第五項まで、第四十五条

第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二、第六十八条、第七十条第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項及び第二項、第九十一条第二項、第九十二条第四項、第九十六条第五項、第一百三条第二号、第五号及び第六号、第一百四条第一号、第三号及び第四号、第一百五号、第一百六条第一号の項中「第四十五条第一項」の下に「、第四十五条の二第二項」を加え、「第四十八条の二十第一項、第四十八条の二十一第一項及び第二項、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第四十八条の二十七」を「第四十八条の三十、第四十八条の三十二から第四十八条の三十四まで、第四十八条の三十六、第四十八条の三十七第一項、第四十八条の三十八第一項及び第二項、第四十八条の四十第一項、第四十八条の四十一、第四十八条の四十六から第四十八条の四十八まで、第四十八条の五十」に改め、同表第二十四条の項中「若しくは第六項」を「、第六項若しくは第七項」に改め、同表第二十四条の二第一項の項



中「。第三項」の下に「（第四十八条の三十五第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十八条の七第一項」の下に「、第四十八条の三十五第一項」を加え、同表第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第四十七条の八第二項、第四十八条の二十一第三項の項中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の三十八第三項」に改め、同表第四十七条の八第二項、第四十八条の二十一第三項の項中「第四十八条の二十一第三項」を「第四十八条の二十一第三項」に改め、同項の次に次のように加える。

第四十八条の三十五第一項	道路管理者は	国は
第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	国土交通大臣
第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣

第十二条の表第四十八条の二十六の項中「第四十八条の二十六」を「第四十八条の四十九」に改める。

第十三条の表第三十四条の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第六条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)の項第二号中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等又は法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十八条の二十二」を「第四十八条の三十九」に改める。

(交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正)

第八条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令(昭和四十一年政令第三百三号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第二条の三中「さく」を「柵」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第七号」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定め

る政令の一部改正)

第九条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十六条の都市施設を定める政令（平成七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第七号」を「第九号」に、「道路の防雪又は防砂のための」を「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条の三第一号に掲げる」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第三条第一項第三号の項中「及び第二項」を「及び第三項」に改める。

第六条第一項の表第五条第一項第一号の項及び第五条第一項第三号の項中「第八条第一項第二十一号」

を「第八条第一項第二十七号」に改め、同表第九条第一項第十一号の項中「前条第一項第二十号」を「前

条第一項第二十五号」に、「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同表第三十条第一項第三号

及び第八号の項中「第三十条第一項第三号及び第八号」を「第三十条第一項第四号及び第十四号」に改め

、同表第三十条第一項第四号の項中「第三十条第一項第四号」を「第三十条第一項第五号」に改め、同表第三十条第一項第五号の項中「第三十条第一項第五号」を「第三十条第一項第六号」に、「第四十七条の九第一項」を「第四十七条の十一第一項」に改め、同表第三十条第一項第六号の項中「第三十条第一項第六号」を「第三十条第一項第七号」に改め、同表第三十条第一項第八号の項中「第三十条第一項第八号」を「第三十条第一項第十四号」に改め、同表第三十五条の項中「第八条第一項第十九号」を「第八条第一項第二十四号」に、「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に、「第十七条第一項第十四号」を「第十七条第一項第二十号」に改め、同表第三十七条第一項、第五十四条第二項、第五十五条の項中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改め、同条第二項の表第二条第二項第六号の項中「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第五号、第七号及び第八号」に改め、同条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「により歩道の新設等」を「による歩道の新設等若しくは法第四十八条の二十二第一項の規定による歩行者利便増進改築等」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十一条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の国土交通省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第七号」を「第九号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（山村振興法施行令の一部改正）

第十三条 山村振興法施行令（昭和四十年政令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）」、「第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第

一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第十四条 豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第十五条 半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（過疎地域自立促進特別措置法施行令の一部改正）

第十六条 過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第五項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四

号又は第三十一号」に改め、同条第六項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）」、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）」、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第十七条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

第二十三条第一項中「第十九号、第二十号」を「第二十号、第二十一号」に、「第二十五号」を「第三十二号」に、「第二十七号、第二十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」を「第三十三号（道路法第二十四条本文の規定による承認があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）」、第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同条第二項中「第十九号又は第二十号」を「第二十号又は第二十一号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条



第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第六十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第八号まで」を「第九号まで」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に、「及び同項第二十五号」を「、同項第二十五号に規定する公募占用指針の策定に係る部分並びに同項第三十二号及び第三十三号」に改め、同条第三項中「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」を「第四条第一項第二十四号及び第三十一号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号及び第二十四号」を「第四条第一項第二十四号及び第三十一号」に、「同項第三十二号」を「同項第四十号」に改める。

第十一条第一号中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

(東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正)

第十九条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に

関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）、第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第二十条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十九号」を「第四十七号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」を「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項

中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）」、「第三十一号、第三十二号（道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）」、「第三十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条 大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号若しくは第三十一号」を「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改め、同条第五項中「第八号、第十一号」を「第七号、第九号、第十二号」に、「第二十三号、第二十四号、第二十五号」を「第二十四号、第二十五号（道路法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）」、「第三十一号、第三十二号（道路法第

三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされる協議に係る部分に限る。）、第十三号」に、「第三十二号」を「第四十号」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。  
（道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正）

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年政令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を削り、「第三十一号、第三十四号及び第三十五号」を「第三十九号、第四十二号及び第四十三号に係る部分」に改め、「第六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「第三項（第一号）」の下に「（同令第四条第一項第一号に掲げる権限に係る部分に限る。）に係る部分」を加える。

（中心市街地の活性化に関する法律施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十第一項」に改める。

一 中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第五条第三号

二 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第二十四条第四号

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改め、同条第四項中「第四条第一項第二十三号又は第二十四号」を「第四条第一項第二十四号又は第三十一号」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）

の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第十九号、第二十号、第二十一号」に、「第二十七号、第二十八号、第三十号、第三十一号及び第三十六号」を「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び

第四十四号」に改め、同条第二項中「第四条第一項第十九号又は第二十号」を「第四条第一項第二十号又は第二十一号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十号及び第三十一号」を「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」に改める。

## 理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定市以外の市町村が歩行者利便増進改築等を行う場合の技術的読替えの規定を整備する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。